

29 陳情 第13号	(仮称) 新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の制定に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成29年11月22日受理、平成29年11月30日付託
陳情者	新宿区新宿————— 代表 ————— 外389名

(要 旨)

新宿区が制定を検討している「(仮称) 新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」に関して、新宿区に以下の3点を加えるように指導してください。

- 1 住宅宿泊事業の制限地域を、「住居専用地域」だけではなく、「住居地域」にも広げてください。
- 2 小学校および中学校の周辺地域での住宅宿泊事業を禁止してください。
- 3 区分所有者が保有する集合住宅の管理組合が管理規約で住宅宿泊事業を禁止しない場合には、管理組合が自治会(町会等)との協議と同意を必要とするようにしてください。

(理 由)

- 1 新宿区は平成30年に施行が予定されている「住宅宿泊事業法」への対応として、「(仮称) 新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の制定のための準備を進めております。「区民の生活環境の悪化を防止することを目的」とする条例の趣旨に賛成するものですが、制限地域を「住居専用地域」だけに狭く限定するのではなく、「住居地域」にも制限地域を広げ、区民の生活環境をより広い範囲で守ってほしいため。
- 2 通学路等を含む小・中学校周辺の教育環境を維持することと、区民の生活環境を守ることは表裏一体の関係にあります。小学校および中学校の周辺地域での住宅宿泊事業を禁止にすることにより、周辺地域の静謐を維持し、区民の生活・教育環境の悪化の防止を図るため。
- 3 現在、すでに住宅宿泊事業も可能とする投資家向け分譲マンションの建設が始まっています。このような場合、管理会社主導の管理組合が管理規約で住宅宿泊事業を禁止するとは思えません。管理組合が管理規約で住宅宿泊事業を禁止しない場合には、管理組合と近隣住民を代表する自治会(町会等)との協議と同意を必要とすることで、近隣住民が生活環境の悪化を自ら防止する方法を保持できるようにするため。